

吉野町行政改革推進委員会設置条例

昭和60年 3月22日

条 例 第 6 号

(設置)

第1条 吉野町における行政運営等の諸問題を調査研究し、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、吉野町行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、吉野町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長)

第5条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第8条 委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、特別職の職員で非常勤の

ものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年吉野町条例第3号）の規定を適用する。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。